

各納期ごとの納付額です。  
 年度途中で納付方法が切り替わる場合は次のように記載されます。  
 ≪例≫年間保険料額が41,100円で、  
 第1～3期分（9月分）まで  
 普通徴収、10月以降からは  
 特別徴収となる場合。

納期 (月)	保 険 料 額		普通徴収の納期限
	特別徴収	普通徴収	
4月			
5月			
6月			
7月		8,800	令和*0年 7月31日
8月		8,800	令和*0年 8月31日
9月		8,800	令和*0年 9月30日
10月	8,900		
11月			
12月	8,900		
1月			
2月	8,900		
3月			
随時期			
計	20,700	20,400	
合計		41,100	

※上の例は、あくまでも一例です。  
 被保険者の方によってさまざまなパターンがありますので、  
**必ずご確認ください。**

後期高齢者医療保険料の徴収方法です。

徴収方法には、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金からあらかじめ引かれる「特別徴収」の2種類があります。

「特別徴収」の場合は差し引かれる年金の種類なども記載されています。

また、年度途中で徴収方法が切り替わる場合もあります。

0392 山辺町 地

令和\*0 年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書  
 令和\*0年 7月15日

山辺 花子 (山辺太郎 様分) 様

山形県後期高齢者医療広域連合会長

年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	山辺 太郎 様	被保険者番号	0000000000
--------	---------	--------	------------

決定年月日 令和\*0年 7月 1日 被保険者番号 0000000000

決定理由 年度当初賦課による後期高齢者医療保険料額決定のため

年間保険料額 年度分の後期高齢者医療保険料額 41,100 円

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×② (12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
*****	*****	*****	41,100	41,100	*****
⑦所得割率減額 (12か月分)	均等割率減割合	⑧均等割率減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑧-⑨-⑩	月数	⑪月割減額 ⑤+⑧-⑨-⑩
*****	*****	*****	41,100	12	0
後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被保険者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎がこちらに表示されます。					
⑫均等割額 (12か月分)	均等割率減割合	⑬均等割率減額 (12か月分)	⑭年保険料額 ⑪-⑬	月数	⑮月割減額
*****	*****	*****	*****		*****

## 決定通知書の見方

お送りいたしました「決定通知書」の内容をご確認いただく際のご参考とさせていただきます。  
 また、同封のリーフレットも併せてご覧ください。

【年金からの特別徴収額について】  
 町で保険料を決定した後、年金保険者へ天引きする金額を通知しておりますが、年金保険者からの通知等に反映されるのに時間がかかります。  
 そのため、年金保険者から通知される金額と決定通知書に記載した金額が異なる場合がありますが、  
**実際にお納めいただく保険料は決定通知書に記載した金額です。**

年間の保険料の額です。

口座振替の登録をされている方は、次のように登録口座が記載されます。  
 ≪例≫

金融機関	〇〇銀行
口座種別	普通預金
口座番号	1234***
口座名義人	ヤマノ ヒロコ

※口座番号の一部が「\*」で隠れて印字されます。

年度 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書  
 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収しますので通知します。  
 令和\*0年 7月15日

年間保険料額	41,100 円
仮徴収額	0 円
差引保険料額	41,100 円
被保険者番号	0000000000
通知書番号	0000000000

山辺町長

口座情報の欄に記載がある場合は、各納期限の日に指定の口座より振替いたします。振替不能とならないよう預金残高の確認をお願いします。  
 なお個人情報保護のため口座番号の一部を隠して表示いたします。

納期 (月)	保 険 料 額		普通徴収の納期限
	特別徴収	普通徴収	
4月			
5月			
6月			
7月		8,800	令和*0年 7月31日
8月		8,800	令和*0年 8月31日
9月		8,800	令和*0年 9月30日
10月	8,900		
11月			
12月	8,900		
1月			
2月	8,900		
3月			
随時期			
計	20,700	20,400	
合計		41,100	

山辺町長

口座情報の欄に記載がある場合は、各納期限の日に指定の口座より振替いたします。振替不能とならないよう預金残高の確認をお願いします。  
 なお個人情報保護のため口座番号の一部を隠して表示いたします。

金融機関	〇〇銀行
口座種別	普通預金
口座番号	1234***
口座名義人	ヤマノ ヒロコ

問い合わせ先  
 東村山町山辺町役場 税務課 町民係  
 〒990-0392 山形県東村山郡山辺町桂ヶ丘5番地  
 電話 023-667-1105

保険料納付方法等  
 徴収方法 特別徴収  
 特別徴収義務者 厚生労働大臣  
 特別徴収対象年金 老齢基礎年金

※特別徴収対象者の徴収額：来年度の4月・6月・8月の年金から差し引かれる保険料額は、来年2月の保険料額と基本的に同額になります。

## 後期高齢者医療保険料のよくあるご質問

### 1. 後期高齢者医療保険に加入しなければならないのでしょうか。

75歳以上の方は働いている方が少なく、通院・入院する方が多いことから、現役世代と高齢者世代とを明確に分け、社会全体で支えあうために後期高齢者医療保険制度が創設されました。

医療給付費の財源は国・県・市町村が約5割、若年者の医療保険から約4割、そして被保険者にお支払いいただく後期高齢者医療保険料が約1割となっています。

### 2. 今年75歳になって国民健康保険から後期高齢者医療保険に移りましたが、両方の納税知書が届きました。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料ともに、加入していた月割で計算されます。

例として、6月に後期高齢者医療保険に移った場合、国保税は4、5月分、後期は6月以降分の金額を計算し、それぞれ納税通知書を送付しています。

### 3. 昨年より保険料が高くなった。

#### ①昨年中の所得が増えた

後期高齢者医療保険料には、前年中の所得金額に応じて計算する所得割があるため、一昨年に比べて昨年の所得が多くなれば税額が高くなる場合があります。

計算に用いる所得には、事業所得や年金といった総合課税所得のほか、土地・建物の譲渡益のような分離課税となる所得も含まれます。

#### ②世帯に未申告者がいる

世帯の所得が少ない場合、均等割額が軽減されますが、世帯主や後期被保険者で所得のわからない方がいると判定ができないため、低所得による軽減の対象となりません。

収入が0であっても、町内の方から扶養されていない方は町税務課で住民税申告をしてください。

#### ③元被扶養者の軽減が終了した

後期高齢者医療保険への加入前に、被用者保険の被扶養者（社会保険の扶養など）だった方は加入から2年間均等割が5割軽減されます。2年経過により軽減が終了することで、保険料が増額する場合があります。

#### ④1回に納める金額が変わった

年間の税額は大きく変わっていませんが、年8回の納付書での納付から、年6回の年金天引き（特別徴収）に移行するなどの理由で、1回に納めていただく金額に差が出る場合があります。

### 4. 特別徴収（年金天引き）にするためにはどのような手続きが必要ですか？

手続きは必要ありません。

特別徴収は、徴収可能になれば自動的に開始されます。年金受給者は特別徴収が原則ですが、年金保険者からの通知により特別徴収が開始されるため、**特別徴収が始まるまでには少なくとも半年から1年程度の準備期間が必要です**。特別徴収が開始されるまでの間は、普通徴収（納付書または口座振替）の方法により納付いただくことになります。

また、特別徴収が開始される際は、事前に町より通知書をお送りします。

### 5. 年金を受給しているのに、年金から引かれないのはなぜですか？

年金からの天引き（特別徴収）が可能なのは、特別徴収が基本ですが、次のような場合は特別徴収になりませんのでご注意ください。

- ・75歳になってから約半年未満の方
  - ・町外から転入されて間もない方
  - ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付額が公的年金支払い額の2分の1を超える方
  - ・年金の種類が特別徴収の対象となっていない（老齢福祉年金など）
  - ・特別徴収対象となる年金の受給額が年額18万円未満の方
  - ・年金を担保に借入をしている方
- など

### 6. 年金からの特別徴収を止めることはできますか？

これまで保険料の滞納が無い方は、口座振替で納付することを条件に、町税務課へ申請することで納付方法を変更することができます。

### 7. 他の税目で口座振替の登録をしていますが、新たに口座振替の申し込みが必要ですか？

口座振替は税目ごとに金融機関の承認が必要となるため、他の税目で口座振替をご登録いただいても、後期高齢者医療保険料については新たに登録していただく必要があります。これは、年齢到達によって国民健康保険から移行した場合も同様です。